

四半期会計基準専門委員会での検討状況（第23回）

前回の委員会（10月10日）及び10月19日の専門委員会での検討を踏まえた、四半期会計基準案及び適用指針案の主な変更点等は以下のとおりである。

1. 四半期財務諸表の目的

- ・ 準拠性のみの規定とする（基準案第1項）。

2. 四半期損益計算書における四半期会計期間(3か月情報)の取扱い

- ・ 基準案 旧第33項の「四半期会計期間に係る損益情報(3か月情報)の開示について、四半期報告制度の導入後、一定の準備期間を設けることが適当である。」という表現は、基準案から削除する。
- ・ なお、「結論の背景」に、現在までの当委員会及び専門委員会での検討状況を記載する。具体的には、基準案第70項に、「当委員会の審議では、上場会社の多くが四半期損益計算書で累計情報のみを開示している現状を踏まえ、四半期会計期間に係る損益情報(3か月情報)を開示するためには実務面での体制整備が必要であり、円滑な四半期報告制度の導入のためには当該情報開示には一定の準備期間を設けることが望ましいとする意見が多くみられた」と記載する。

3. 第2 四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更した場合の注記

- ・ 会計処理の原則及び手続の変更は期首に行われることが一般的であり、稀なケースであるという認識の上での対応である。
- ・ 自発的な会計処理の原則及び手続については、その範囲を明らかにするため、会計基準案第54項に、「自発的に会計処理の原則及び手続を変更した場合とは、会計基準の設定又は改正以外の理由により変更した場合をいう。・・・」という表現をおく。
- ・ 基準案第19項(3)及び(4)、第25項(2)及び(3)による影響額の開示は求めることとするが、影響額の算定については、中間と年度の首尾一貫性を欠く場合の現行実務を踏まえることとする。
- ・ 現行の中間と年度の首尾一貫性を欠く場合の注記方法を参考とし、適用指針案第35項及び第36項で示していた「要約四半期連結損益計算書又は要約四半期個別損益計算書の様式で記載することもできる。」という表現は削除する。

4. 年度における四半期別要約財務情報の記載

- ・ 会計基準案 旧第 20 項(2)、旧第 21 項、旧第 28 項(2)及び旧第 29 項は削除する。それに伴い、「結論の背景」の第 68 項の表現も修正することとする。併せて、適用指針案第 83 項及び第 114 項を削除する。

5. 簡便的な会計処理

貸倒懸念債権の取扱い

- ・ 会計基準案第 46 項の簡便的な会計処理の例示及び適用指針案での記述を削除する。

銀行や保険会社の第 2 四半期の取扱い

- ・ 会計基準案第 46 項に、なお書きとして、「証券取引法の一部を改正する法律第 3 条により施行が予定される金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 の規定の適用を受ける上場会社等のうち、内閣府令で定める事業を行う会社は、第 2 四半期の四半期財務諸表では別途の対応を行うことが必要であると考えられる。」を挿入する。

6. その他

年度末に自発的に会計処理の原則及び手続を変更した場合の取扱い

- ・ 会計基準案 旧第 20 項(1)及び旧第 28 項(1)は、年度の財務諸表に関するものであり、同項(2)を削除する関係で当該規定及び適用指針案第 82 項も削除する。
- ・ 別途、どのような取扱いとすべきかを検討する旨を記載する(基準案第 67 項)。

1 株当たり四半期純利益の算定基礎

- ・ 注記の簡素化を図る観点から、適用指針案第 52 項(5)の希薄化効果のない潜在株式の概要については、前年度末と比較して重要な変動があった場合に記載を求めることに修正する。

以上